



	<p>II 要望の理由</p> <p>1 2022年4月27日に茨城県が公表した基本計画は、その策定に必要な各種調査・検討が科学的かつ十分に行われたとは言い難く、自然環境、市民の安全安心、そして産業等への影響解明が不十分であり、重大な問題（別紙）が未解明のままである。2021年6月25日、市議会が議決した「新たな産業廃棄物最終処分場整備の受入れに関する決議」の受入れ前提条件たる「市民生活の安全安心の確保」、「本市の豊かな自然環境の保全」等は担保されていない。このまま新産廃処分場が設置されれば、市民の環境と暮らし、そして、命への影響は避けられない。</p>
	<p>2 日立市議会が、基本計画等を正確に評価するには、地方自治法（1947年法律第67号）第100条の2（専門調査）に基づき、市議会が専門的な知識を有する第三者で構成する調査委員会を組織して、調査し評価することが不可欠である。去る3月6日、茨城県が多賀市民会館で開催した市民報告会でも、市民から、第三者の専門的な知識を有する者で構成する場で基本計画案を審議する様、要望が出されている。</p> <p>3 計画の新産廃最終処分場は、「廃棄物処理センター」としては日本最大級のものであり、市議会は少なくとも定例会ごとに産廃特別委員会をもって、審議して行く必要がある。</p> <p>4 2021年12月4日、2022年3月6日（コロナ感染症蔓延防止期間）に、茨城県は基本計画案に関する市民報告会を計3回開催したが、参加者は175人程で、短時間かつ形式的であった。2021年12月14日開催の市議会産廃特別委員会では、複数の市議会議員から市民報告会の追加要望が出されている。多くの市民が基本計画の内容・問題点を知らないまま、日本最大級の「廃棄物処理センター」の基本計画が執行されるとすれば、それは「国民主権」、「住民自治」を軽んじていることになる。</p> <p>5 日立市議会は、約2年に亘って本会が提出した新産廃最終処分場に係る諸陳情について、聴聞を行うこともなく継続審議とし、最終的には「反対陳情」であることを理由に不採択とした。広く市民の声を聴くこともしていない。</p>

	<p>(別紙)</p> <p>基本計画の問題点（触れられていないことも含めて）</p> <p>1 新産廃最終処分場が、「エコフロンティアかさま」同様、日本最大級の廃棄物処理センターであること、茨城県内外からの特別管理産業廃棄物や特別管理一般廃棄物の扱いについては明記されていないこと。</p> <p>2 新産廃最終処分場で受け入れる廃棄物には放射性物質を一定含有するものがあること、また、遮水工関係諸材料への放射性物質の影響についても触れていないこと。</p>
	<p>3 新産廃最終処分場建設予定地の中心部は空洞や高透水性の石灰岩層から成る巨大な沢地（唐津沢）、掘削跡地（大きな湛水池（注2）、水面高は近接の鮎川水面より低く、蒸発散以外は全て地下浸透している。）であり、産廃最終処分場としては最も不適地である。地下水や河川等への汚染は避けられない。それにも拘わらず、茨城県は地質（注2）、土壌（注3）、水文（注4）、水質（注5）、そして生物（注6）等に係る十分な調査をしないまま、基本計画を策定したこと。</p> <p>（注2）埋立施設の中央部＝湛水池は地質調査がなされていない。</p> <p>（注3）ダイオキシン類等の化学物質調査がなされていない。</p> <p>（注4）湛水池の水面高は近接の鮎川水面より6メートル余低く、「湛水は地下水となって北側（下流側）に流出している可能性がある」と記されている。その流出量等の確定調査はなされていない。</p> <p>（注5）大腸菌類及びダイオキシン類等の化学物質調査がなされていない。</p> <p>（注6）本年3月6日の市民報告会で、市民から「計画地には貴重な植物、生物、こけ類、軟体動物、貝類等が存在している。レッドデータブック掲載のものもある。調査して欲しい」と要望があり、県と事業団は「調査中」と回答している。</p> <p>4 当地を埋め立て、その上に廃棄物を山のように積み上げる計画であるが、降雨予測量が水防法（1949年法律第193号）に定める想定最大規模降雨量より小さく、豪雨時の洪水、廃棄物流出、土石流発生等の災害予測が不十分であること。（注7）</p> <p>（注7）1947年9月のキャサリン台風で、日立市内は各所で</p>

	<p>大きな洪水被害が発生、日立セメント（株）太平田鉱山もまた大きな洪水被害を受けた。</p> <p>5 「エコフロかさま」での、これまでの環境汚染、浸出水処理施設トラブル、豪雨時の浸出水排水不良等の事案に触れていないこと。</p> <p>6 当地の12キロメートル南方に東海第二原子力発電所（1978年稼働）があり、過酷事故時には最終処分場が運転できず、公衆衛生上の大問題の発生が予測されるが、それらへの危機管理対応の有効性が示されていないこと。</p>
	<p>7 浸出水処理施設に脱塩処理施設が付帯していないこと等による日立市下水処理場への影響が示されていないこと。</p> <p>8 「山側道路」から4キロメートルもの新設道路が建設されることがそもそも最終処分場選定基準に違反していること、また、新設道路建設により生活環境の悪化、自然破壊、桜川への甚大な影響が発生することに触れていないこと。</p> <p>9 新産廃最終処分場建設工事は新設道路ではなく、県道37号線を使用するとの説明が2021年12月4日の「中間報告会」で示された。重大な方針転換であり、市民の安全安心が大きく損なわれる。</p> <p>10 日常的に全市的な交通渋滞が発生することによる生活と生産への影響に触れていないこと。</p> <p>11 日立市に巨大産廃処分場が建設された場合に発生する風評被害、市民のストレス、地域の衰退等、負の側面についての分析がなされていないこと。</p> <p>12 産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設としての焼却施設を民間事業者が設置主体となることについては否定していないこと。焼却施設が設置されれば住宅団地を含む周辺への影響は避けられないこと。</p>